

答 申 個 第 5 号

平成24年6月19日

京都市長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年11月24日付け中福支第310号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保育所入所申込受付兼処理簿の個人情報開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第8号）

(別紙)

1 審査会の結論

実施機関が行った個人情報開示決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成23年10月11日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例第14条第2項の規定により、「子の保育所2011年の9月と10月の入所選考の優先指数、順位などがわかるもの」という内容の個人情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録されている公文書として、「平成23年度保育所（園）入所申込受付兼処理簿（以下「本件公文書」という。）」を特定し、本件公文書を開示するとの個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成23年10月28日付けで、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成23年10月31日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取り消しを求める異議申立てをした。

3 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 保育所入所選考事務について

ア 実施機関では、毎年度1月に、翌年度4月からの保育所入所希望者について児童福祉施設入所申込書（以下「入所申込書」）の提出を受け、入所希望児童の保護者との面談を実施し、当該申込みのあった内容について、地区別入所申込受理簿（保育所）に記載している。

その後、入所申込書、その他添付資料及び面接記録を基に「保育に欠ける」要件を確認し、それらの内容を記載した保育所（園）入所申込受付兼処理簿を入所希望のあった保育所ごと、かつ年齢ごとに作成している。

さらに、保育所の受入れ能力を超える入所希望者がある場合は、児童の保護者の状況について、「保育所業務マニュアル」の「保育所入所選考方法及び選考基準取扱要領」に基づいて優先度（A～D）を決定し、記載している。

イ 保育所入所の可否の決定に当たっては、保護者の希望どおり入所を図ることが基本となるが、希望どおりの入所が図れない場合においては、児童福祉法第24条第3項に基づいて公正な方法で選考を行う必要がある。

この選考は、福祉事務所長、支援・支援保護課長、支援第一係長及び担当係員で構成される入所選考会議において「京都市保育の実施に関する要綱」及び「保育所入所選考方法及び選考基準取扱要領」に規定されている選考基準に基づき、個々の児童について総合的に保育を要する程度を判断して行っている。

入所決定を行う場合、内定及び委託内定の連絡を保護者、保育所並びに関係者に行い、入所申込者から提出された資料に基づき、保育基本台帳を作成し、福祉事務所長の権限において、保育所入所を決定している。

ウ 年度途中からの入所希望者については、入所申込書の提出を随時、区役所及び支所で受け付け、地区別入所申込受理簿（保育所）及び、年度当初の入所希望者の情報を記載した保育所（園）入所申込受付兼処理簿に追加で記載しており、選考等については、同様の事務を行っている。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、平成23年度の保育所の入所者を決定するに当たり、作成し、使用している公文書で、保護者氏名、住所、職業、要保育児童の氏名、年齢、希望保育所、希望保育時間、その他家族関係等及び優先度が記載されている。

なお、本件請求は、9月及び10月の入所選考に限定されているため、該当月に選考対象となった者以外の者の情報は請求の対象外である。

(3) 本件処分について

ア 実施機関では、保育所入所選考に当たっては、当該年度中は本件公文書のみを用いて選考を行っており、本件請求の内容を満たす個人情報記録されている公文書は、本件公文書のみである。

イ 異議申立人は、開示された本件公文書に順位が書かれていないことをもって、本件公文書は請求を満たさないと主張するが、実施機関が行っている選考方法では、要入所児童ごとに優先度（A～D）を付ける方法を用いており、異議申立人のいう「順位」を付けるという方法は用いていない。

ウ また、本件請求内容は、「入所選考の優先指数、順位などがわかるもの」とされており、請求内容に記載されている「優先指数」や「順位」に当たるものとして、実施機関では「優先度」を用いていることから、本件公文書を特定したことに誤りはないと判断する。

エ なお、同一の優先度（A～D）の児童が選考対象となった場合に、どの児童を優先するかは上記(1)イのとおり入所選考会議において決定しているが、その議事録等は作成しておらず、異議申立人が「順位」にこだわるのであれば、そのような公文書は存在しないと言わざるを得ない。しかし、その場合、本件処分を取り消したからといって新たに公文書を特定することはできないため、いずれにしても異議申立人の請求を満たすことはできないものである。

5 異議申立人の主張

異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

開示された文書には順位が書かれていないから、請求内容を満たしていない。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 異議申立人は、開示された文書には順位が書かれていないから、請求内容を満たしていないと主張する。
- (2) 確かに、本件公文書には「A」という優先度が記載されているだけで、順位は記載されていない。しかし、個人情報開示請求書には「優先指数、順位などがわかるもの」と記載されており、「順位がわかるもの」に限定されていないのであるから、実施機関が優先度が記載されていることをもって本件公文書を特定したことは、不当であるとは言えない。
- (3) 次に、当審査会は、実施機関に対して、異議申立人の請求の趣旨を満たす公文書が他に存在するのではないかという点について確認を行ったところ、次のとおりであった。
 - ア 実施機関が行っている選考方法では、要入所児童ごとに「優先度（A～D）」を付ける方法を用いており、異議申立人のいう「順位」を付けるという方法は用いていない。
 - イ 優先度が同じAの場合であっても、例えば、ひとり親世帯の場合は、優先度Aの中でも緊急度が高いと判断する。そのように、それぞれの世帯の状況を一つ一つ比べながら選考会議で話し合いをして、最も状況が厳しい人を選考している。
 - ウ また、世帯の状況は、月ごとに変わる可能性もあり、最終選考まで残った方については、再度、現状確認の電話を行い精査をしていることもあり、選考されなかった人に順位を付けることはしていない。

エ 実施機関では、保育所入所選考に当たって、本件請求の内容を満たす個人情報に記載されている公文書は、「優先度」が記載された本件公文書のみである。

(4) 当審査会としては、本件公文書以外に本件請求内容を満たす公文書は存在しないとする実施機関の主張に関して、特に不合理な点は認められず、他に本件請求の趣旨を満たす公文書が存在すると確信するに足る事実も見いだせなかった。

(5) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成23年11月24日 諮問

12月22日 実施機関からの理由説明書の提出

平成24年4月17日 実施機関の職員の理由説明（平成24年度第1回会議）

5月22日 審議（平成24年度第2回会議）

6月19日 審議（平成24年度第3回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。また、異議申立人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 市川 喜崇）